

船舶法細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ①手続名：総トン数計算書謄抄本交付等申請
- ②手続き根拠：船舶法施行細則第16条の2第1項
- ③手続き対象者：総トン数計算書の謄抄本の交付又は閲覧を請求しようとする者
- ④提出時期：隨時
- ⑤提出方法：窓口申請
- ⑥手数料：謄抄本交付1通につき2,100円、閲覧1隻1回につき450円
- ⑦申請書様式：総トン数計算書謄抄本交付等申請書
- ⑧添付書類・部数：なし
- ⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

- ①提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
(〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838)
管轄区域：沖縄県のうち那覇市、糸満市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、
名護市、南城市、島尻郡、国頭郡及び中頭郡
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990)
管轄区域：沖縄県のうち宮古島市、多良間村
沖縄総合事務局八重山運輸事務所
(〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772)
管轄区域：沖縄県のうち石垣市、竹富町、与那国町

- ②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

3. 手続情報

- ①審査基準：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ②標準処理期間：船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③不服申立方法：行政不服審査法によります

〔申請書式第13号〕

総トン数計算書謄本交付等申請書			
申請の区分	<input type="checkbox"/> ①総トン数計算書謄本交付 (現存謄本(現在有効な測度結果)) <input type="checkbox"/> ②総トン数計算書閲覧 <input type="checkbox"/> ③総トン数計算書謄本交付 (過去の測度結果1回分) <input type="checkbox"/> ④総トン数計算書抄本交付	3 ①③④の場合の通数	通
		4 ③④の場合測度の区分・回数	新規測度・改測(回目)
		5 ④の場合抄写する事項	
	申請する船舶	番号	
船名			
船籍港			
所有者の氏名又は名称及び住所			
年月日			
申請者：住所、氏名 または名称			
沖縄総合事務局長 殿			
手数料納付欄	手数料金円		
	収入印紙貼付欄		

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 申請の区分は、当該欄の①から④のうちから選択して下さい。
- 2 申請する船舶が特定できる場合には、全ての項目への記載は要しません。
- 3 申請の区分のうち①③④の総トン数計算書謄本交付を選択する場合には、その通数を記入して下さい。
- 4 申請の区分のうち③④の総トン数計算書謄本交付(過去の測度結果1回分)又は総トン数計算書抄本交付を選択する場合には、過去の新規測度又は改測のうちから、新規測度又は改測を選択し、改測を選択したときは、その回数を記入して下さい。
- 5 申請の区分のうち④の総トン数計算書抄本交付を選択する場合には、抄写する事項を選択して下さい。
- 6 総トン数計算書謄本交付等の申請先は、当該船舶の船籍港を管轄する地方運輸局(運輸監理部含む。)、沖縄総合事務局、運輸支局、海事事務所、運輸事務所です。
- 7 申請書提出時に、手数料額を記入し、手数料額に相当する収入印紙を貼り付けて下さい。